

議案第六十七号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
ことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六
条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和五十二年六月二十日

写

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（一）選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の項中「日額」を「一回につき」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。